令和4年度第8回五島市農業委員会総会会議議事録

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 開 会 日 時 | 令和4年11月25日　午後1時30分 | | | | | | | |
| 閉 会 日 時 | 令和4年11月25日　午後2時45分 | | | | | | | |
| 場　　所 | 五島市役所新本館 3 階会議室（3-A,B,C） | | | | | | | |
| 農 業 委 員<br>出 席 委 員<br>（13名） | 1 | 南　忠明 | 2 | 出口　幸博 | | | 4 | 平田　光昭 |
| | 5 | 荒木　富男 | 6 | 今里　誠一 | | | | |
| | | | | | 11 | 寺脇　八夫 | 12 | 長尾　五男 |
| | 13 | 上村　孝幸 | 14 | 角田　隆章 | | | 16 | 本村　元 |
| | 17 | 寺坂　誠一 | 18 | 林　賢市 | 19 | 山田　勝久 | | |
| 欠 席 委 員<br>（6名） | 3 | 山﨑　早苗 | 7 | 中村　耕二 | 8 | 山本　実雄 | 9 | 小林　善孝 |
| | 10 | 古里　善秀 | | | | | | |
| 推 進 委 員<br>出 席 委 員<br>（　名） | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 欠 席 委 員<br>（　名） | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 署 名 委 員 | 2 | 出口　幸博 | 4 | 平田　光昭 | | | | |
| 事　務　局 | 事務局長：吉田　典昭　次長：藤原　勝栄　係長：阿野舞子　事務職員：浜上研人<br>嘱託員：井川勝博 | | | | | | | |
| | 分室　富　江：橋口分室長　三井楽：安永係長　奈留：北川分室長<br>岐　宿：江頭分室長　玉之浦：熊川主査 | | | | | | | |

| | 議　題 | 件　　名 | 結　　果 |
|---|---|---|---|
| 上程案件及び処理結果 | 議案第 56 号 | 農地利用状況調査に係る非農地の判断について | 可　　決 |
| | 議案第 57 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について | 可　　決 |
| | 議案第 58 号 | 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について | 可　　決 |
| | 議案第 59 号 | 五島農業振興地域整備計画（農用地区域の除外）に係る意見について | 可　　決 |
| | 議案第 60 号 | 農用地利用集積計画の決定について | 可　　決 |
| | 議案第 61 号 | 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について | 可　　決 |
| | 議案第 62 号 | 農用地利用配分計画（案）に対する意見について | 可　　決 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

＝午後1時30分　開会＝

□事務局長

それでは、令和4年度　第8回五島市農業委員会総会の開催にあたりまして、総会出席者数等のご報告をさせて頂きます。

本日は、3番　山﨑　早苗　委員、7番　中村　耕二　委員、8番　山本　実雄　委員、9番　小林　善孝　委員、10番　古里　善秀　委員、より欠席の旨通知があっており、13番　上村　孝幸　委員は 5 分程度遅れると連絡があっております。総会の出席委員は、18名中13名となります。

よって、五島市農業委員会総会　会議規則第9条に規定しております、出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。

それでは、これからの総会の進行を山田会長にお願い致します。

○議長（会長）

皆さんこんにちは。

出席委員は定足数に達しました。これより、令和4年度第8回五島市農業委員会総会を開会いたします。

○議長（会長）

はじめに、議案第56号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

議案第56号農地利用状況調査に係る非農地の判断についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

農業委員会は、毎年 1 回農地法第 30 条に基づく農地利用状況調査を実施し、遊休農地の所有者等に対し、農地法第 32 条に定める意向調査を実施することとなっております。手続きの流れとしましては、利用状況調査の結果をもとに、その土地が『農地法の運用について　第 4(3)』に示される農地に該当するか否かの判断基準に基づき、五島市では地区協議会において判断を行なっております。その後、農業委員会総会での議決を経て所有者等及び関係機関への通知を行うこととなります。それでは議案について説明します。2 ページから 24 ページをご覧ください。

今月行われました各地区協議会において対象地の現況確認と農地・非農地の判断を行っていただいた結果を掲載しております。

今回非農地と判断されたものは、田 99 筆、畑 552 筆で、面積は 246,365 ㎡となっております。

4月からの累計は、田 223 筆、畑 1,005 筆、樹園地 1 筆で合計面積は 539,744 ㎡となっております。

以上です。

○議長（会長）

質疑を行います。

―質疑応答―

質疑はございませんか。質疑がある方は、挙手願います。

○議長（会長）

挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。

議案第56号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
—「異議なし」という者あり—

**○議長（会長）**
ご異議なしと認めます。
よって、議案第56号につきましては、すべて原案のとおり可決されました。

**○議長（会長）**
次に、議案第57号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

**□事務局**
25ページをご覧ください。
議案説明の前に農地法第 3 条の規定による許可申請に関する参照条文を要約してご説明いたします。
耕作目的で、農地を売買又は貸借する場合には、一定の要件を満たし、農業委員会の許可を受ける必要があります。
権利移動に係る許可要件ですが、第 2 項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などにより判断いたします。以上です。

27ページをご覧ください。
議案第57号
1 番　権利：使用貸借権　設定期間は5年
所在：岐宿町　田2筆　5,919 ㎡
譲渡理由：息子に貸して新規就農を支援する。
譲受理由：父から借りて農業経営を開始する。

11 月 16 日に山内地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

**○議長（会長）**
議案第57号の1番について質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
—質疑応答—

**○議長（会長）**
質疑はございませんか。
—挙手なし—

**○議長（会長）**
挙手がないようですので、採決いたします。議案第57号の 1 番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
—賛成委員は挙手—

**○議長（会長）**

出席委員の過半数に達しています。よって議案第57号の1番は許可されました。

**○議長（会長）**

つづきまして、議案第57号の2番を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**□事務局**

2番　権利：使用貸借権　設定期間は3年

所在：岐宿町　田3筆　3,777 ㎡

畑4筆　6,796 ㎡

計7筆　10,573 ㎡

譲渡理由：高齢のため規模縮小を図る。

譲受理由：当該地を借り受けて新規就農経営を図るため。

11 月 16 日に岐宿地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

**○議長（会長）**

議案第57号の2番について質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

―質疑応答―

**○議長（会長）**

質疑はございませんか。

―挙手なし―

**○議長（会長）**

挙手がないようですので、採決いたします。議案第57号の2番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

―賛成委員は挙手―

**○議長（会長）**

出席委員の過半数に達しています。よって議案第57号の2番は許可されました。

**○議長（会長）**

つづきまして、議案第57号の3番を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**□事務局**

3番　権利：所有権移転　無償

所在：岐宿町　畑1筆　2,123 ㎡

譲渡理由：遠方地居住のために土地の管理が不可能なので、譲受人である妹に譲り渡す。

譲受理由：譲渡人である兄の申し出を受け、申請地を譲り受けて椿園として栽培管理する。

11 月 16 日に岐宿地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

**○議長（会長）**

議案第57号の3番について質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

―質疑応答―

**○議長（会長）**

質疑はございませんか。

―挙手なし―

**○議長（会長）**

挙手がないようですので、採決いたします。議案第57号の3番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

―賛成委員は挙手―

**○議長（会長）**

出席委員の過半数に達しています。よって議案第57号の3番は許可されました。

**○議長（会長）**

つづきまして、議案第57号の4番を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**□事務局**

28ページをご覧ください。

4番　権利：所有権移転　有償

所在：三井楽町　　田2筆　3,506 ㎡
　　畑4筆　7,050 ㎡
　　計6筆　10,556 ㎡

譲渡理由：高齢により農地の管理が困難であるため、譲り渡す。

譲受理由：新規に農地を譲り受けて、農業経営の安定を図る。

11 月 16 日に三井楽地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

**○議長（会長）**

議案第57号の4番について質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

―質疑応答―

**○議長（会長）**

質疑はございませんか。

―挙手なし―

**○議長（会長）**

挙手がないようですので、採決いたします。議案第57号の4番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

―賛成委員は挙手―

**○議長（会長）**

出席委員の過半数に達しています。よって議案第57号の4番は許可されました。

**○議長（会長）**

つづきまして、議案第57号の5番を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**□事務局**

5番　権利：所有権移転　無償

所在：岐宿町　畑3筆　5,959 ㎡

譲渡理由：農業経営の後継者である次男に農地の一部を贈与する。

譲受理由：贈与を受けて新規に就農し、農業経営をなし耕作する。

11 月 16 日に山内地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

**○議長（会長）**

議案第57号の5番について質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

―質疑応答―

**○議長（会長）**

質疑はございませんか。

―挙手なし―

**○議長（会長）**

挙手がないようですので、採決いたします。議案第57号の5番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

―賛成委員は挙手―

**○議長（会長）**

出席委員の過半数に達しています。よって議案第57号の5番は許可されました。

**○議長（会長）**

つづきまして、議案第57号の6番を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**□事務局**

6番でございますが 11 月 16 日に山内地区協議会において、現地調査などを行っていただいて

おりましたが、前の借人の現状復旧がなされなかったなどの理由から 11 月 21 日に申請人から取下げ願いがあり受理をしておりますので、本案件は取下げとなります。
以上です。

**○議長（会長）**
取り下げが出ておりますので、よろしくお願いします。
また再度出てくると思いますので、よろしくお願いします。

**□委員**
具体的にどういう事だったんですか。

**○議長（会長）**
以前お茶をしていたんですが、そのお茶の木を根伐するとなっていましたがそれが綺麗にされてないと。借人が草を蒔くので機械を傷めるのではないかという事で木の根を取ってもらいその後また申請されると思いますのでよろしくお願いします。

**□委員**
ちゃんとされていなかったという事ですね。わかりました。

**○議長（会長）**
次に、議案第５８号、「農地法第第５条の規定による許可申請に係る意見について」を審議します。
事務局の説明を求めます。

**□事務局**
議案説明の前に、セイホウ開発の農地転用申請について報告いたします。
本案件につきましては、令和 4 年 10 月 18 日全地区協議会及び本山・大浜地区協議会を開催し地区協議会において、許可相当と判断され、令和 4 年 10 月 26 日開催の第 7 回総会の議案第 52 号の 4 番は、可決されております。
本案件につきましては、当該の事業場に農地の所有者が 2 名おり、その 1 名の方がお亡くなりになっていることから相続の手続きが終わっておらず、議案第 52 号の 4 番において可決された以外の土地が 1 筆残っております。そのため、残り 1 筆の農地の農地転用申請がなされておりません。当該案件の代理人である青山行政書士法務事務所に対し、早急に手続きを進めるように指導しているところであります。
以上、進捗についてご報告いたします。

**○議長（会長）**
今の案件について質疑はございませんか。

**□事務局**
それでは議案に戻りたいと思います。
議案説明の前に第 5 条の規定による許可申請に関する参照条文を要約して説明します。29 から 30 ページをごらんください。
農地の転用は農地以外にするため、又は、採草放牧地以外のものにするために権利を設定し又は移転する場合には、都道府県知事の許可を受けなければならない。

許可基準は、立地基準と一般基準のこの2つの基準を満たす場合に限り許可することができる。
立地基準は、農用地区域内の農地と甲種農地及び第1種農地については、原則として転用を許可することはできないが、農業用施設等に供する場合は許可することができる。
市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地については、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合以外は許可できるとなっております。
また、市街地化の傾向が著しい区域内にある第3種農地は原則として許可できる。一般基準は、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障、一時転用、土地改良事業受益地からの除外である場合の取扱い、農用地区域からの除外についてです。
以上でございます。

**○議長（会長）**
それでは、議案第58号の1番から3番を審議します。
なお、本案につきましては、1番○○委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。
－1番退席－
事務局の説明を求めます。

**□事務局**
それでは、31 ページの議案第 58 号の 1 番をご説明いたします。
権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内の第 1 種低層住居専用地域に設定された第 3 種農地であります。
申請地は、現状のまま利用することで土砂等の流失や崩壊の恐れはないと思われます。建物の高さを加減することにより日照、通風等に影響はなく、近隣の営農に支障は及びません。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。

次に、32 ページの議案第 58 号の 2 番をご説明いたします。
権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあり、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第1種農地となっておりますが、集落に接続して設置されるものについては、例外的に許可をすることができるとなっております。
申請地は、現状のまま利用することで土砂等の流失や崩壊の恐れはないと思われます。建物の高さを加減することにより日照、通風等に影響はなく、近隣の営農に支障は及びません。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。

最後に、33 ページの議案第 58 号の 3 番をご説明いたします。
申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあり、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地であります。
申請地は、現状のまま利用することで土砂等の流失や崩壊の恐れはないと思われます。建物の高さを加減することにより日照、通風等に影響はなく、近隣の営農に支障は及びません。
また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活雑排水については合併浄化槽で

処理し水路に排水する計画となっております。以上です。

**○議長（会長）**

次に、議案第58号の1番から3番に対する各地区協議会会長の報告を求めます。
質疑はそれぞれ、各地区協議会会長報告のあとに行います。
はじめに、議案第58号の1番に対する福江地区協議会会長代理の報告を求めます

**□福江地区協議会会長代理**

福江地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第58号の1番について、当協議会は去る11月16日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

本案について申請地は、農地法第5条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。

以上で福江地区協議会の報告を終ります。

**○議長（会長）**

福江地区協議会会長代理の報告に対し質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

**○議長（会長）**

挙手がないようですので、つづきまして、議案第58号の2番から 3 番に対する本山・大浜地区協議会会長の報告を求めます。

**□本山・大浜地区協議会会長**

本山・大浜地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第58号の2番及び3番について、当協議会は去る11月16日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第58号の2番及び3番の申請地は、農地法第5条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。

以上で本山・大浜地区協議会の報告を終ります。

**○議長（会長）**

本山・大浜地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

**○議長（会長）**

挙手がないようですので、質疑を終わり、採決は一括して行います。
議案第58号の1番から3番に対する各地区協議会会長の報告は、許可相当であります。
報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。

―「異議なし」の発言あり―

**○議長（会長）**

ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号1番から3番は、許可相当と決しました。

1番○○委員の除斥を解き、出席を求めます。

－1番出席－

**○議長（会長）**

次に、議案第59号　五島農業振興地域整備計画変更、農用地区域の編入に係る意見について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**□事務局**

34ページをお開き下さい。

五島市農業振興地域整備計画変更、農用地区域の除外に関する関係条文を要約してご説明いたします。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則の中で、市町村が行う農業振興地域整備計画を策定または変更しようとするときは、農業委員会の意見を聴くものとする、となっております。また「市町村農業振興地域整備計画の管理要領」の農用地利用計画の変更判断基準に基づき、農用地区域内の土地を農用地区域から除外する変更の可否の判断に当たっては、

①農用地等以外にすることが必要かつ適当で、農用地区域以外に代替すべき土地をもってかえることが困難と認められること。

②農用地の集団化、農作業の効率化その土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

③効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

④土地改良の機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

⑤土地改良事業等が、完了後8年を経過しているものであること。

以上 5 つの要件に留意することになっています。

続いて、議案の説明をいたします。

35ページをご覧下さい。

議案第 59 号

1 番　申出人については、議案書のとおりです。

所在地、増田町　畑 1 筆　429 ㎡。除外の目的は、住宅用地、施設の概要としては、居宅 1 棟（木造瓦葺平屋建）となっております。

除外の理由は、申出人は「五島市で営農していた長兄の急逝に伴い、土地を相続し所有権移転登記をした。しかしながら、遠方に居住(福岡在住)しており、不動産を維持管理していくことが困難であることから第三者に売却しようとしたが、手続きの過程で違反転用状態であることが発覚した。違反転用状態を是正するため、今回、農用地の除外申出をする。」とのことです。

以上です。

**○議長（会長）**

次に、本案に対する本山・大浜地区協議会の報告を求めます。

□本山・大浜地区協議会会長

本山・大浜地区協議会の予備審議結果報告をいたします。

ただいま議題となりました、議案第59号、「五島農業振興地域整備計画変更に係る見について」の1番について、当協議会は去る11月18日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

農用地区域の除外のための当該計画変更は、「やむを得ない。」との意見にすべきものと決しました。

以上で本山・大浜地区協議会の報告を終ります。

○議長（会長）

本山・大浜地区協議会の報告に対し質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

―質疑応答―

○議長（会長）

挙手がないようですので、質疑を終わります。

議案第59号の1番に対する本山・大浜地区協議会の報告は、除外のための計画変更については、やむを得ないとの意見であります。

報告のとおり、除外のための計画変更については、「やむを得ない。」とすることに、ご異議ございませんか。

―「異議なし」という者あり―

○議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号の 1 番につきましては、除外のための計画変更については、「やむを得ない。」との意見に決しました。

○議長（会長）

次に、議案第60号「農用地利用集積計画の決定について」、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

議案説明の前に利用権の設定等を受ける者の要件等について要約してご説明いたします。

36、37 ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法における利用権設定等促進事業とは、農地を効率的に利用するため、地域の認定農業者や担い手に対し、農地の貸付け等を行う事業であり、設定等を受ける者は、農用地のすべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること等の要件を満たす必要がございます。なお、利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合であっても、その者が『農用地のすべてを効率的に耕作すること、また『地域の農業者との適切な役割分担の下に農業経営を行うことが見込まれること、更にその者が法人である場合には『業務執行役員のうち 1 人以上の者が耕作の事業に常時従事すること。』との要件を満たせば、解除条件付きの貸借ではありますが、農地

を利用する権利を取得することができるようになっております。
以上です。

**○議長（会長）**
それでは、議案第60号の1番を審議します。
なお、本案については、5番荒木富男委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。
－5番退席－
事務局の説明を求めます。

**□事務局**
それでは、議案についてご説明いたします。38 ページをご覧ください。

1 番　　申請地　　畑 1 筆　　1,435 ㎡
新規で契約内容は賃貸借権となっております。
以上申請番号 1 番につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

**○議長（会長）**
質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

**○議長（会長）**
挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。
議案第60号の1番は原案どおり可決することにご異議ございませんか。
―「異議なし」の発言あり―

**○議長（会長）**
ご異議なしと認めます。
よって、議案第60号の1番は、原案のとおり可決されました。
5番荒木富男委員の除斥を解き、出席を求めます。
－5番出席－

**○議長（会長）**
続きまして、議案第60号の2番以降を審議します。
事務局の説明を求めます。

**□事務局**
それでは 2 番以降をご説明致します。

2 番　　申請地　　畑 1 筆　　1,920 ㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております。更新で契約内容は解除条件付賃貸借権となっております。

3番　　申請地　　畑6筆　　6,802.3㎡
更新で契約内容は賃貸借権となっております。
4番1　　申請地　　畑1筆　　2,841㎡
4番2　　申請地　　畑1筆　　2,843㎡
4番3　　申請地　　畑1筆　　2,738　㎡
4番4　　申請地　　畑1筆　　5,009㎡
4番5　　申請地　　畑1筆　　3,098㎡
4番6　　申請地　　畑1筆　　3,711㎡
4番7　　申請地　　畑1筆　　5,663㎡
4番8　　申請地　　畑1筆　　854㎡
4番9　　申請地　　畑1筆　　2,404㎡
4番10　　申請地　　畑1筆　　3,783㎡
4番11　　申請地　　畑1筆　　3,944㎡
4番12　　申請地　　畑1筆　　8,845㎡
4番13　　申請地　　畑1筆　　1,369㎡
4番14　　申請地　　畑1筆　　2,143㎡
4番15　　申請地　　畑1筆　　4,844㎡
4番16　　申請地　　畑1筆　　78㎡
4番17　　申請地　　畑1筆　　3,397㎡
4番18　　申請地　　畑1筆　　2,057㎡
4番19　　申請地　　畑1筆　　1,350㎡
4番20　　申請地　　畑1筆　　2,827㎡
4番21　　申請地　　畑1筆　　1,271㎡
4番22　　申請地　　畑1筆　　1,499㎡
4番23　　申請地　　畑1筆　　2,213㎡
4番24　　申請地　　畑1筆　　1,994㎡
4番25　　申請地　　畑1筆　　2,494㎡
4番26　　申請地　　畑1筆　　2,490㎡
4番27　　申請地　　畑1筆　　1,905㎡
4番28　　申請地　　畑1筆　　2,585㎡
4番29　　申請地　　畑1筆　　2,464㎡
4番30　　申請地　　畑1筆　　1,478㎡
4番31　　申請地　　畑1筆　　2,508㎡
4番32　　申請地　　畑1筆　　1,883㎡
以上4番1から4番32につきましては、新規で契約内容は4の21から4の24が解除条件付の使用貸借権、他は解除条件付の賃貸借権となっております。

5番　　申請地　　田3筆　　2,217㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております。
更新で契約内容は使用貸借権となっております。

6番1　　申請地　　田1筆　　457㎡
6番2　　申請地　　畑1筆　　2,296㎡
以上6の1、6の2につきましては、新規で契約内容は使用貸借権となっております。

7 番　　申請地　　畑 3 筆　14,738 ㎡
更新で契約内容は賃貸借権となっております。
8 番　　申請地　　田 3 筆　　2,513 ㎡
更新で契約内容は使用貸借権となっております。
9 番　　申請地　　田 3 筆　　1,449 ㎡
新規で契約内容は使用貸借権となっております。

続きまして、所有権移転についてご説明致します。

10 番　　申請地　　畑 1 筆　　882 ㎡
契約内容は売買となっております。
11 番　　申請地　　畑 2 筆　　4,195 ㎡
契約内容は売買となっております。
12 番 1　　申請地　　畑 1 筆　　3,298 ㎡
12 番 2　　申請地　　畑 1 筆　　3,502 ㎡
12 の 1、12 の 2 の契約内容は売買となっております。
13 番　　申請地　　畑 4 筆　　6,967 ㎡
契約内容は売買となっております。

以上申請番号 2 番から 13 番につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

**〇議長（会長）**
質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

**□委員**
富江地区の□□建設の件なんですが、5 反くらいからいっぺんに相当な面積を借りるような形になっていますが、また解除条件付の項目等も教えて頂ければと思います。

**□事務局**
元々が〇〇という農業法人で農業をされていたんですけど、現在□□建設さんの方に吸収合併されたという事で、□□建設の中の事業の一部で農業部門があるというような　状態です。売り上げとかの面に関しましては、やはり建設業の方が大きくなっていますので、その点から農地所有適格法人ではないという事もありますので、解除条件付での貸借権の設定を結んでいるような形です。
以上です。

**□委員**
借りてた分の残りという事ですか。

**□事務局**
そうですね。以前借りた分を全て借りなおしてるような形です。

□委員
わかりました。

□事務局（設楽分室員）
一部手続きが済んでいない分もありますので、今後また追加で出てくることになります。

○議長（会長）
他に挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。
議案第60号、貸借(たいしゃく)権設定の2番から9番、所有権移転の10番から13番については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。
―「異議なし」の発言あり―

○議長（会長）
ご異議なしと認めます。
よって、議案第60号、貸借(たいしゃく)権設定の2番外38件、所有権移転の10番外4件は、すべて原案のとおり可決されました。

○議長（会長）
次に、議案第61号「農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
参照条文につきましては、議案第 60 号で説明したとおりでございますので省略いたします。
それでは、議案についてご説明いたします。55 ページをご覧ください。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1 番 1 | 申請地 | 畑 2 筆 | 4,782 ㎡ |
| 1 番 2 | 申請地 | 畑 1 筆 | 2,343 ㎡ |
| 1 番 3 | 申請地 | 畑 1 筆 | 2,138 ㎡ |
| 1 番 4 | 申請地 | 畑 1 筆 | 1,530 ㎡ |
| 1 番 5 | 申請地 | 畑 2 筆 | 2,598 ㎡ |
| 1 番 6 | 申請地 | 畑 1 筆 | 2,072 ㎡ |
| 1 番 7 | 申請地 | 畑 4 筆 | 5,330 ㎡ |
| 1 番 8 | 申請地 | 畑 1 筆 | 1,676 ㎡ |
| 1 番 9 | 申請地 | 畑 3 筆 | 4,631 ㎡ |

こちらは共有持ち分の過半の同意となっております。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1 番 10 | 申請地 | 畑 5 筆 | 6,194 ㎡ |

こちらは共有持ち分の全員の同意となっております。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1 番 11 | 申請地 | 畑 1 筆 | 1,817 ㎡ |

こちらは共有持ち分の全員の同意となっております。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1 番 12 | 申請地 | 畑 1 筆 | 1,249 ㎡ |
| 1 番 13 | 申請地 | 畑 1 筆 | 1,490 ㎡ |
| 1 番 14 | 申請地 | 畑 1 筆 | 1,923 ㎡ |
| 1 番 15 | 申請地 | 畑 1 筆 | 1,662 ㎡ |

1 番 16　　申請地　　畑 2 筆　　2,409 ㎡
1 番 17　　申請地　　畑 1 筆　　2,873 ㎡
1 番 18　　申請地　　畑 1 筆　　1,113 ㎡
1 番 19　　申請地　　畑 1 筆　　1,522 ㎡
1 番 20　　申請地　　畑 1 筆　　795 ㎡
1 番 21　　申請地　　畑 1 筆　　1,992 ㎡
1 番 22　　申請地　　畑 2 筆　　2,643 ㎡
1 番 23　　申請地　　畑 2 筆　　3,394 ㎡
1 番 24　　申請地　　畑 2 筆　　7,568 ㎡
1 番 25　　申請地　　畑 1 筆　　2,451 ㎡
1 番 26　　申請地　　畑 2 筆　　6,359 ㎡
1 番 27　　申請地　　畑 2 筆　　5,883 ㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております。
1 番 28　　申請地　　畑 2 筆　　654 ㎡
1 番 29　　申請地　　畑 3 筆　　727 ㎡
1 番 30　　申請地　　畑 2 筆　　4,693 ㎡

以上 1 の 1 から 1 の 30 の契約内容は使用貸借権が 1 の 7 から 1 の 9、1 の 10、1 の 11
1 の 18、1 の 21、1 の 26 から 1 の 29、他は賃貸借権となっております。
1 番各号につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

**○議長（会長）**
質疑を行います。質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

**○議長（会長）**
挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。
議案第６１号、貸借（たいしゃく）権設定の１番１から１番３０は、原案どおり可決することにご異議ございませんか。
―「異議なし」の発言あり―

**○議長（会長）**
ご異議なしと認めます。
よって、議案第６１号の１番１外２９件については、すべて原案のとおり可決されました。

**○議長（会長）**
次に、議案第６２号「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

**□事務局**
それでは、農用地利用配分計画について要約してご説明いたします。
66 ページをご覧ください。
農地中間管理事業の推進に関する法律において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、利用権の設定又は移転を行おうとするときは、農用地利用計画を定

め、都道府県知事の認可を受けなければならないとなっております。また、農地中間管理機構は、市町村に対し計画案を作成し、機構への提出を求めることができるとなっております。さらに、市町村は計画案の作成にあたり農業委員会の意見を聴くものとするとなっております。
今回議案としておりますのは、先程可決いただきました議案第 61 号 1 番各号の利用権設定に係る配分計画であります。

それでは議案についてご説明いたします。
67 ページをご覧ください。
1 番 1　申請地　畑 2 筆　4,782 ㎡
1 番 2　申請地　畑 1 筆　2,343 ㎡
1 番 3　申請地　畑 1 筆　2,138 ㎡
1 番 4　申請地　畑 2 筆　2,598 ㎡
1 番 5　申請地　畑 1 筆　2,072 ㎡
1 番 6　申請地　畑 4 筆　5,330 ㎡
1 番 7　申請地　畑 1 筆　1,676 ㎡
1 番 8　申請地　畑 3 筆　4,631 ㎡
1 番 9　申請地　畑 5 筆　6,194 ㎡
1 番 10　申請地　畑 1 筆　1,817 ㎡
1 番 11　申請地　畑 2 筆　2,643 ㎡
1 番 12　申請地　畑 2 筆　3,394 ㎡
以上 1 の 1 から 1 の 12 の契約内容は 1 の 6 から 1 の 8、1 の 10 が使用貸借権他は賃貸借権となっております。

2 番 1　申請地　畑 1 筆　1,530 ㎡
2 番 2　申請地　畑 1 筆　1,522 ㎡
2 番 3　申請地　畑 1 筆　1,992 ㎡
以上 2 の 1 から 2 の 3 の契約内容は 2 の 3 が使用貸借権、他は賃貸借権となっております。
3 番　申請地　畑 1 筆　1,249 ㎡
契約内容は賃貸借権となっております。
4 番　申請地　畑 1 筆　1,490 ㎡
契約内容は賃貸借権となっております。
5 番 1　申請地　畑 1 筆　1,923 ㎡
5 番 2　申請地　畑 1 筆　1,113 ㎡
以上 5 の 1、5 の 2 の契約内容は 5 の 1 が賃貸借権、他は使用貸借権となっております。
6 番　申請地　畑 1 筆　1,662 ㎡
契約内容は賃貸借権となっております。
7 番　申請地　畑 2 筆　2,409 ㎡
契約内容は賃貸借権となっております。
8 番 1　申請地　畑 1 筆　2,873 ㎡
8 番 2　申請地　畑 1 筆　795 ㎡
8 の 1、8 の 2 契約内容は賃貸借権となっております。
9 番 1　申請地　畑 2 筆　7,568 ㎡
9 番 2　申請地　畑 1 筆　2,451 ㎡
以上 9 の 1、9 の 2 の契約内容は賃貸借権となっております。
10 番　申請地　畑 2 筆　4,693 ㎡

契約内容は賃貸借権となっております。
以上申請番号 1 の 12 から 10 番までの配分計画案につきましては適当であると考えます。
以上です。

**○議長（会長）**
質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

**○議長（会長）**
挙手がないようですので、採決いたします。
議案第62号、貸借(たいしゃく)権設定の1番から10番については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。
―「異議なし」の発言あり―

**○議長（会長）**
ご異議なしと認めます。
よって、議案第62号、1番外25件については、すべて原案のとおり可決されました。

**○議長（会長）**
議題は以上で終了いたしました。

**○議長（会長）**
次に報告・協議事項に入ります。

報告・協議事項
(1) ながさき農業委員会1・1・1運動の各対策班報告について
(2) 会議等報告・予定について
(3) 非農地証明交付願について
(4) その他
について報告

**○議長（会長）**
以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、令和4年度第 8 回五島市農業委員会総会を閉会いたします。

＝午後 2 時 45 分　閉会＝